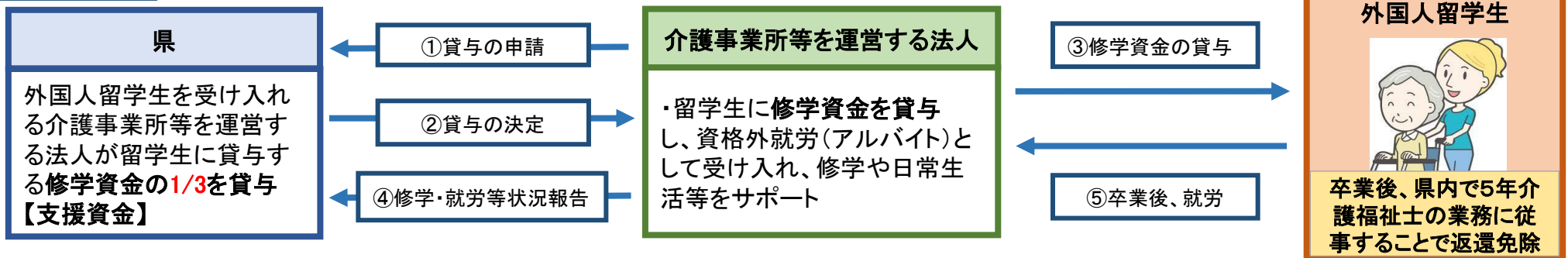


奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与制度の概要

- ▶ 出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、留学生として入国し介護福祉士養成施設を卒業後、介護福祉士資格を取得した外国人は、在留資格「介護」により、介護福祉士として国内で就労することが可能となりました。（平成29年9月施行）
- ▶ 本県における介護人材不足の状況に鑑み、地域医療介護総合確保基金を活用して、外国人留学生が介護福祉士の資格を取得し、県内で介護業務に就労する外国人労働者の参入促進を図るため、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとする外国人留学生の修学を支援する法人に対し、その支援に要する資金の一部を貸与する制度を創設しました。

スキーム



概要

<貸付の対象>

県内で、下記のいずれかの事業所等を3年以上適正に運営し、かつ、3年以上実務に従事した介護福祉士を配置している法人

[居宅サービス]

- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護

[地域密着型サービス]

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

[介護保険施設]

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

<貸与の対象経費等(支援資金)>

法人が外国人留学生に貸与する修学資金の区分ごとにそれぞれの額の1/3を貸与(千円未満切り捨て)

	区分	上限額	貸与時期
日本語教育機関 (1年間)	居住費等生活費(※1)	1万円(月額)	当該年度に要する額(一括)
	学費(※2)	1万6千円(月額)	当該年度に要する額(一括)
介護福祉士養成施設 (正規の修学期間)	居住費等生活費(※1)	1万円(月額)	当該年度に要する額(一括)
	入学準備金	6万6千円(1回限り)	養成施設入学の前年度
	就職準備金	6万6千円(1回限り)	養成施設卒業年度

※1 居住費等生活費: 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱水費等日常生活等で継続的に生じる経費

※2 授業料、入学料その他の日本語教育機関における修学に要する費用

1. 貸与した支援資金の返還を免除する場合

- ① 留学生が以下のいずれかに該当するときは、当該留学生に係る支援資金の返還を免除します。ただし、支援資金の貸与を受けた法人は、修学資金(当該留学生の支援資金に係る部分に限る)の返還を免除しなければなりません。

【全額免除】

- ・ 介護福祉士養成施設を卒業後県内において介護福祉士の業務に5年間従事したとき(過疎地域の場合は3年間)
- ・ 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、介護福祉士の業務を継続することができなくなったとき

- ② ①のほか、留学生が以下のいずれかに該当し、支援資金の回収が困難であることについて、支援資金の貸与を受けた法人の責めに帰ることができないと認められる場合において、法人が当該留学生に対して修学資金の返還を免除する場合には、支援資金の返還を免除します。

【全額又は一部免除】

- ・ 死亡したとき、修学又は業務に著しい制限を加える障害を残す程度に心身を故障したとき、又は留学生の住居又は家財に1/2以上の損害を与える災害を受け、修学若しくは業務を継続する見込がなくなったとき
- ・ 入国前に生計を一にしていた親族の死亡、疾病その他やむを得ない理由により帰国し、再び国内に住所又は居所を有する見込がないとき
- ・ 5年以上行方不明の場合

2. 支援資金の貸与を打ち切る場合

修学資金の貸与を受けている留学生が、この制度の目的である、介護福祉士の資格を取得し将来県内において介護事業所等に従事することが見込まれなくなった場合は、支援資金の貸与を打ち切ります。

- ① 日本語教育機関又は介護福祉士養成施設を退学したとき
- ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ その他貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

3. 支援資金を返還する場合

以下のいずれかに該当するときは、事由が生じた日から1月以内に、当該留学生に係る支援資金を返還することになります。

- ① 貸与が打ち切られたとき
- ② 留学生が養成施設卒業後、介護福祉士の資格を取得できなかったとき
- ③ 資格取得後、直ちに県内において介護福祉士の業務に従事しなかったとき
- ④ 資格取得後、県内において5年間(過疎地域の場合は3年間)介護福祉士の業務に従事しなかったとき

4. 支援資金の返還の履行を猶予する場合

次のいずれかに該当するときはその理由が継続する間、返還債務の履行を猶予します。

- ・ 留学生が行方不明、又は留学生に災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき
- ・ 法人に災害その他やむを得ない理由があるとき